

補助金申請手続きの流れ

| 手続き | | 内容 | 時期 |
|-----|---------------------------|---|---|
| 1 | 事前相談 | 補助額、補助要件、申請手続などについて、事前協議を行った上で申請してください。 ※詳しくは都市計画課までお問い合わせください。 | 随時 |
| 2 | 補助金の交付申請 | 次の書類を添付し、補助金交付申請書(第1号様式)を提出してください。 ①登記事項証明書など既存住宅及びその敷地の所有者がわかるもの ②納税証明書(市民税の滞納がないことを証する書類) ③既存住宅の付近見取図、配置図、平面図、跡地計画図及び外観写真 ④既存住宅の建築時期がわかる書類 ⑤資金計画書(第2号様式) ⑥既存住宅の除却に要する経費の見積書 ⑦申請者と所有者との関係を証明する書類及び所有者の同意書(申請者と所有者が違う場合) ⑧居住者を証明する書類 ⑨移転先住宅の建築・購入を行う場合は次の書類 ア 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図 イ 移転先住宅の建築又は購入に要する経費の見積書 ウ 融資を受ける金融機関が作成した借入金利子相当額の計算表 ⑩移転先が居住誘導区域の場合は、移転等に要する経費の見積書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 | 補助金交付申請は、補助金の交付までが同一年度で完了できる期間に行う必要があります。 |
| 3 | 補助金の交付決定 | 市から補助金の交付が決定したことを通知します。 交付決定通知書が届いてから除却や建設・購入などに関する契約を結んでください。 | 申請後 |
| 4 | 移転先住宅の建築・購入、既存住宅の除却、移転の実施 | 完了報告が2月末日までにできるように実施してください。 | 交付決定後 |
| 5 | 事業完了報告 | 移転事業完了後、次の書類を添付し速やかに完了届(第9号様式)を提出してください。 ①既存住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観写真 ②既存住宅の除却等に係る契約書の写し ③既存住宅の除却等に係る請求書又は領収書の写し ④移転先住宅の建築又は購入に要した経費の請求書又は領収書の写し ⑤資金調達書(第10号様式) ⑥融資に係る金銭消費貸借契約書等の写し又はこれに代わる証明書 ⑦融資を受ける金融機関が作成した借入金利子相当額の計算表 ⑧登記事項証明書など移転先住宅及びその敷地の所有者がわかるもの ⑨移転先住宅の検査済証の写し ⑩移転先住宅の建築又は購入に係る契約書の写し ⑪移転先が居住誘導区域の場合は、移転等に要する経費の請求書又は領収書の写し ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 | 事業完了後 |
| 6 | 事業の審査・補助金額の確定 | 市で移転事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。 | |
| 7 | 補助金の交付請求 | 確定通知書に記載された金額の請求書(第12号様式)を提出してください。 | |
| 8 | 補助金の交付 | 市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。 | |